

工事現場に掲げる標識類について

令和8年10月
浜松市 技術監理課

工事現場に掲げる標識類について

建設業法等により、受注者は工事現場における標識類の掲示が義務付けられています。

主な標識類は以下のとおりで、種類により掲示義務の発生条件、掲示場所が異なります。

- 1 建設業の許可票
- 2 労災保険関係成立票
- 3 解体工事業者登録票（対象工事の場合）
- 4 施工体系図
- 5 再下請負通知書を元請負人に提出すべき旨の掲示
- 6 建設業退職金共済（建退共）制度適用事業主の現場標識
- 7 再生資源利用（促進）計画の掲示（掲示が望ましい）
- 8 道路使用許可証の掲示
- 9 有資格者票（掲示が望ましい）
- 10 作業主任者票
- 11 緊急時連絡体制表（営繕工事の場合は掲示が望ましい）
- 12 安全管理組織図
- 13 事前調査結果及び建築物等の解体等の作業に関するお知らせに係る掲示（対象工事の場合）
- 14 産業廃棄物保管場所（対象工事の場合）
- 15 コスト表示
- 16 登録電気工事業者登録票
- 17 その他（関係法令の許認可標識） ※該当法令に準じ掲示

1 建設業の許可票

(1) 掲示場所

工事現場の公衆の見やすい場所

(2) 標識寸法

(縦)25 cm以上 × (横)35 cm以上

(3) 掲示根拠

- ・建設業法 第40条
- ・建設業法施行規則 第25条第1項、第2項

(4) その他

- ・元請の会社は掲示すること
- ・下請の建設業者については掲示を要さない
- ・許可内容を明らかに誤認させるような表示は、業法で禁止されているので注意が必要
(建設業法第40条の2)

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
監理 主任 技術者の氏名	専任の有無		
	資格名	資格者証交付番号	
一般建設業又は特定建設業の別			
許可を受けた建設業			
許可番号		国土交通大臣 知事許可()第 号	
許可年月日		令和 年 月 日	

2 労災保険関係成立票

(1) 掲示場所

工事現場の公衆の見やすい場所

(2) 標識寸法

・ (縦) 25 cm以上 × (横) 35 cm以上

・ 地色 白

・ 文字 黒

(3) 掲示根拠

・ 労働者災害補償保険法施行規則 第 49 条

・ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則 第 77 条

労 災 保 険 関 係 成 立 票					
保険関係成立年月日	令和	年	月	日	
労働保険番号					
事業の期間	自 令和	年	月	日	
	至 令和	年	月	日	
事業主の住所氏名					
注文者の氏名					
事業主代理人の氏名					

3 解体工事業者登録票（対象工事の場合）

(1) 掲示場所

工事現場の公衆の見やすい場所

(2) 標識寸法

(縦)25 cm以上 × (横)35 cm以上

(3) 掲示根拠

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 第 21 条（解体工事業者の登録）

第 33 条（標識の掲示）

解体工事業者登録票	
商号、名称又は氏名	
法人である場合の 代表者の氏名	
登 録 番 号	
登 録 年 月 日	平成 年 月 日
技術管理者の氏名	

(1) 揭示場所

(2) 標識寸法

(3) 揭示根拠

- ・建設業法 第 24 条の 8 第 4 項
- ・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 第 15 条第 1 項

- 6 -

5 再下請負通知書を元請負人に提出すべき旨の掲示

(1) 掲示場所

工事関係者が見やすい場所

(2) 標識寸法

規定なし

(3) 掲示根拠

建設業法施行規則 第14条の3

下請業者への書面通知（例）

下請負人となった皆様へ

今回、下請負人として貴社に施工を分担していただく建設工事については、建設業法（昭和24年法律第100号）第24条8第1項の規定により、施工体制台帳を作成しなければならないこととなっています。

この建設工事の下請負人（貴社）は、その請け負ったこの建設工事を他の建設業を営むもの（建設業を受けていない者を含みます。）に請け負わせたときは、

① 建設業法第24条の8第2項の規定により、遅滞なく、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第14条の4に規定する再下請負通知書を当社あてに次の場所まで提出しなければなりません。

また、一度通知いただいた事項や書類に変更が生じたときも、遅滞なく、変更の年月日を付記して同様の通知書を提出しなければなりません。

② 貴社が工事を請け負わせた建設業を営む者に対しても、この書面を複写し交付して、「もしさらに他の者に工事を請け負わせたときは、作成建設業者に対する①の通知書の提出と、その者に対するこの書面の写しの交付が必要である」旨を伝えなければなりません。

作成建設業者

〇〇建設(株)

再下請負通知書の提出場所

工事現場内建設ステーション/△△営業所

または

現場への掲示文（例）

この建設工事の下請負人となり、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせた方は、遅滞なく、工事現場内建設ステーション/△△営業所まで、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第14条の4に規定する再下請負通知書を提出してください。

一度通知した事項や書類に変更が生じたときも変更の年月日を付記して同様の書類の提出をしてください。

〇〇建設(株)

6 建退共事業主の現場標識

(1) 掲示場所

工事現場の公衆の見やすい場所

(2) 標識寸法

大（A3判）又は小（A4判）のシールのいずれか

(3) 掲示根拠

- ・建退共制度改善方策について（厚生労働省、国土交通省、建退共本部）
- ・公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針第2 入札及び契約の適正化を図るための措置 5（5）のハ

(4) その他

電子申請方式を採用した工事現場には、①に加え②も掲示すること

①建退共適用工事

建退共適用工事

現場で働く方は、雇用主が建退共に加入していれば、**退職金を受け取ることができます。**

工事名	発注者名
元請事業主名	共済契約者番号

労働者の方へ
就業日数の日数に応じて退職金（注）に付与されます。実績は建設業4大で算出され、毎月12月以上とあり、建設業界で働くことをやめたときなどに、退職金を受け取ることができます。建設業の資格に付いた退職金が付与されているか、共済手帳の裏面手帳裏に貼られているかを定期的に確認してください。

事業主の方へ
制度の補助があり、手金は負担減いただけますので未加入の事業主は加入しましょう。制度を上しく利用していただければ、経営者支援などの広域対象となります。電子申請方式では、共済手帳の裏面手帳裏に貼られているかを確認してください。退職金の手帳裏面手帳裏に貼られているかを確認してください。

建退共ホームページで加入申請書ダウンロード。
以上の元請事業主でなく、雇用主を申請してください。

建退共

共済手帳の裏面手帳裏に貼られているかを確認してください。

独立行政法人 労働者退職金共済機構 **建退共静岡県支部**

②電子申請方式

この工事現場は、建退共の掛金を電子申請方式により納付しています。

労働者の皆様へ
この工事現場で働いた分の証紙は共済手帳に貼り付けられませんが、就業日数に応じた掛金は、毎月毎の就業状況報告により自動的に現金で納付されます。納付状況は雇用主へ通知しておりますので、必要に応じてご確認ください。

雇用主の皆様へ
元請事業主を通じて納められた掛金の納付状況は、雇用主の方も電子申請方式を利用していただければ、建退共のホームページ上にある電子申請専用サイトで確認することができます。労働者の方から納付状況についての問い合わせがありましたら、それぞれの納付状況をお知らせください。

建退共制度についてはこちら

電子申請方式に関するお問い合わせにつきましては、建退共本部ヘルプデスクにご連絡ください。
建退共本部 電子申請方式専用ヘルプデスク：0120-006-175

(1) 揭示場所

(2) 標識寸法

(3) 揭示根拠

- ・建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第9条第4項
- ・建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第8条第8項
- ・資源有効利用促進法の政令及び省令の一部改正（令和5年1月1日施行）

(4) 対象

・土砂を500m³以上搬出する工事

- ・Co 塊、As 塊、建設発生木材を合計 200 t 以上搬出する工事

- ・土砂を500m³以上搬入する工事

- ・ 砕石を 500 t 以上搬入する工事
- ・ 加熱アスファルト混合物を 200 t 以上搬入する工事

(5) その他

建設発生土を搬出する場合は、確認結果票を作成し、計画表とともに掲示すること

[illegible]

8 道路使用許可証

(1) 掲示場所

工事現場の公衆の見やすい場所

(2) 標識寸法

許可証の写し等で、確認しやすい大きさ

(3) 掲示根拠

- ・道路交通法 第 77 条 第 1 項の規定
- ・道路使用許可条件

(4) その他

工事看板に許可番号等を掲示し、道路使用許可証は現場代理人等が携帯すること

別記様式第六（第十条関係）		手数料欄			
道 路 使 用 許 可 申 請 書 年 月 日 警 察 署 長 殿 申請者 住所 氏名					
道路使用の目的					
場所又は区間					
期 間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで				
方法又は形態					
添 付 書 類					
現 場 責 任 者	住所 氏名	電話			
第 号 道 路 使 用 許 可 証 上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。 <table border="1"><tr><td>条 件</td><td></td></tr></table> 年 月 日 警察署長				条 件	
条 件					

備考 1 申請人が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、平かな申請所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
2 方法又は形態の欄には、工事又は作業の方法、使用車輛、作業等の参加人員、運行の形態又は方法等使用について必要な事項を記載すること。
3 添付書類の欄には、道路幅員の標示、方法等を明らかにした図面その他の必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。
4 用紙の大きさは、B4用紙（縦向き）とする。

(1) 揭示場所

(2) 標識寸法

規定なし

(3) 揭示根拠

- ・労働安全衛生法 第 59 条 第 3 項（安全衛生教育）
- ・労働安全衛生規則 第 36 条（特別教育を必要とする業務）
- ・労働安全衛生法 第 61 条（就業制限）
- ・労働安全衛生法施行令 第 20 条（就業制限に係る業務）

(4) その他

数が多い場合は、職務を併記した一覧表でも可

1. アーク溶接作業の特別教育を受けた者以外は、作業に従事しないこと。
2. 感電防止用漏電しや断器のついた回路に電源を接続し、機体アースを確実に取り付けること。
3. 作業前に電棒ホルダーの絶縁物の破損、スパッタの付着がないか点検すること。
4. 接続部等に充電部分の露出等がないか点検すること。
5. 自動電撃防止装置の機能が正常か点検すること。
6. 作業にあたっては、しゃ光面、保護手袋を必ず使用すること。
7. ホルダーは地面に放置しておかず、必ず木箱等の絶縁物の上におき、かつ、電棒をとりつけたまま、放置しないこと。
8. 雨天時、作業終了時等には必ず防滴覆いをする事。
9. 降雨時は、屋外溶接作業を行わないこと。
10. 作業中中断、作業終了時には、必ず電源スイッチを切る事。

作業主任者
氏 名

9.40

[illegible]

10 作業主任者票

(1) 掲示場所

作業場の見やすい場所

(2) 標識寸法

規定なし

(3) 掲示根拠

- ・労働安全衛生法 第14条（作業主任者）
- ・労働安全衛生規則 第18条（作業主任者の氏名等の周知）

(4) その他

数が多い場合は、職務を併記した一覧表でも可

足場の組立て等 作業主任者の職務

1. 材料の欠点の有無を点検し、不良品を取り除くこと。
2. 器具、工具、要求性能墜落制止用器具及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。
3. 作業の方法及び労働者の配置を決定し、作業の進行状況を監視すること。
4. 要求性能墜落制止用器具及び保護帽の使用状況を監視すること。

作業主任者
氏 名

+ 作業主任者一覧表

下記の者は当作業場に於ける労働安全衛生法、第14条及び同規則247条、360条、566条、375条等に於て定められた、当作業場に於けるそれぞれの作業主任者である。

作 業 種 別	所 属 会 社 名	主 任 者 氏 名	講習修了証 番 号
足場の組立解体変更作業			
足場の組立解体変更作業			
足場の組立解体変更作業			
型枠支保工組立作業			
型枠支保工解体作業			
土留支保工組立解体作業			
地山(2m以上)掘削作業			

作業主任者の主たる責務

- (1) 関係作業員に対する安全教育(ツールボックスミーティング)の徹底。
- (2) 作業の方法並びに作業員の配置を決定し、作業を直接指揮すると共に作業の進行状況を監視するものとする。
- (3) 各材料の欠点の有無、器具、工具、保護帽、及び命綱の機能を点検し不良品を取除くこと。
- (4) 作業中、命綱及び保護帽の使用状況を監視し、関係作業員に着せしめること。
- (5) 当該作業中、関係作業員以外の作業箇所への立入禁止の措置を行うこと。
- (6) 当該作業箇所、労働災害発生等の危険があるときは直ちに作業を中止し、作業員を退避させる等必要な措置を行うこと。

作業所
GEB-1

11 緊急時連絡体制表 （営繕工事の場合は掲示が望ましい）

(1) 掲示場所

事務所、詰所等の見やすい場所

(2) 標識寸法

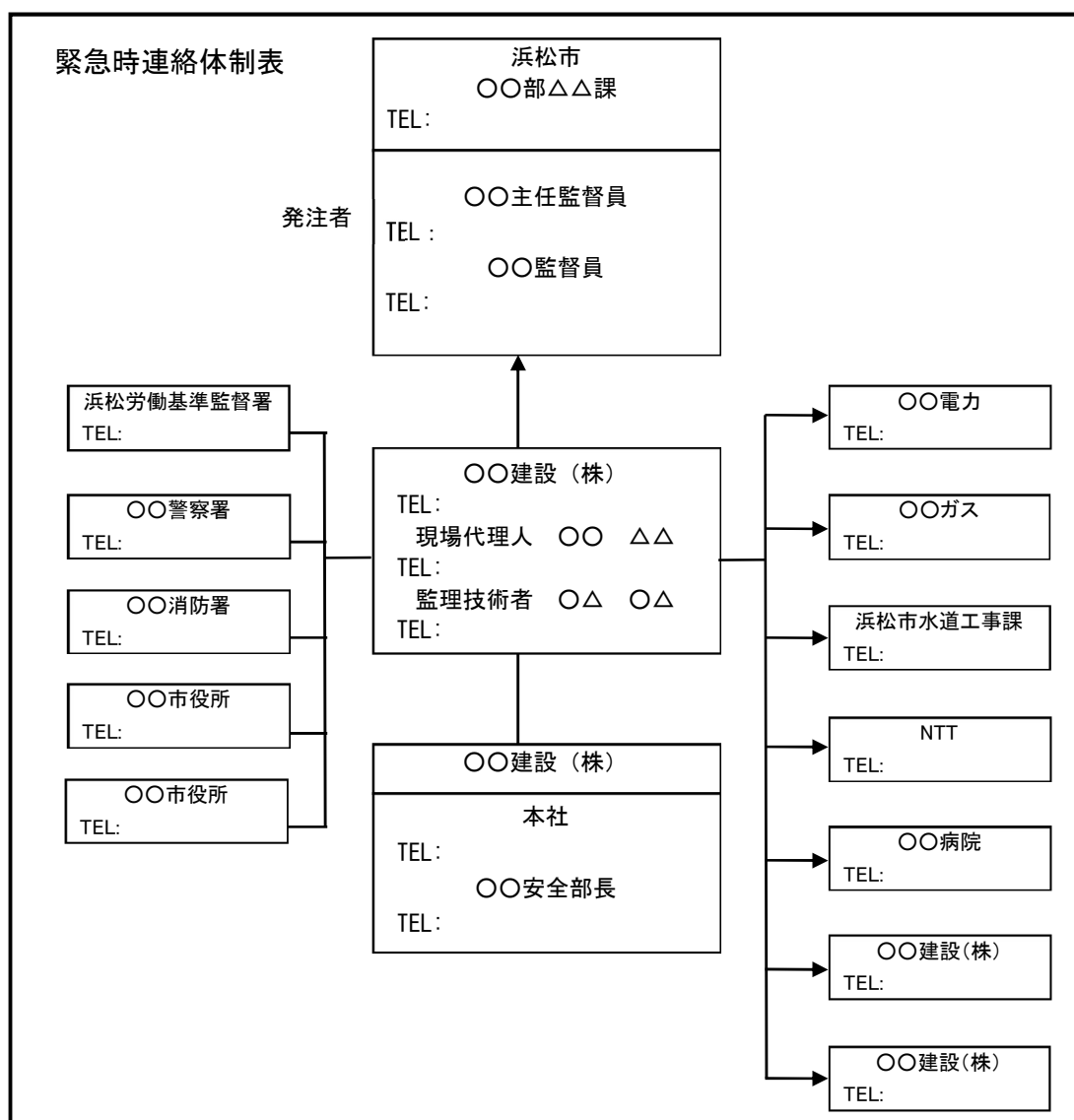
規定なし

(3) 掲示根拠

- ・労働安全衛生規則 第642条の3
- ・国土交通省「土木工事安全施工技術指針」第1章総則第4節工事現場管理5(3)

(4) その他

土木工事の場合は掲示が必須であるが、営繕工事の場合は掲示が望ましい



12 安全管理組織図

(1) 掲示場所

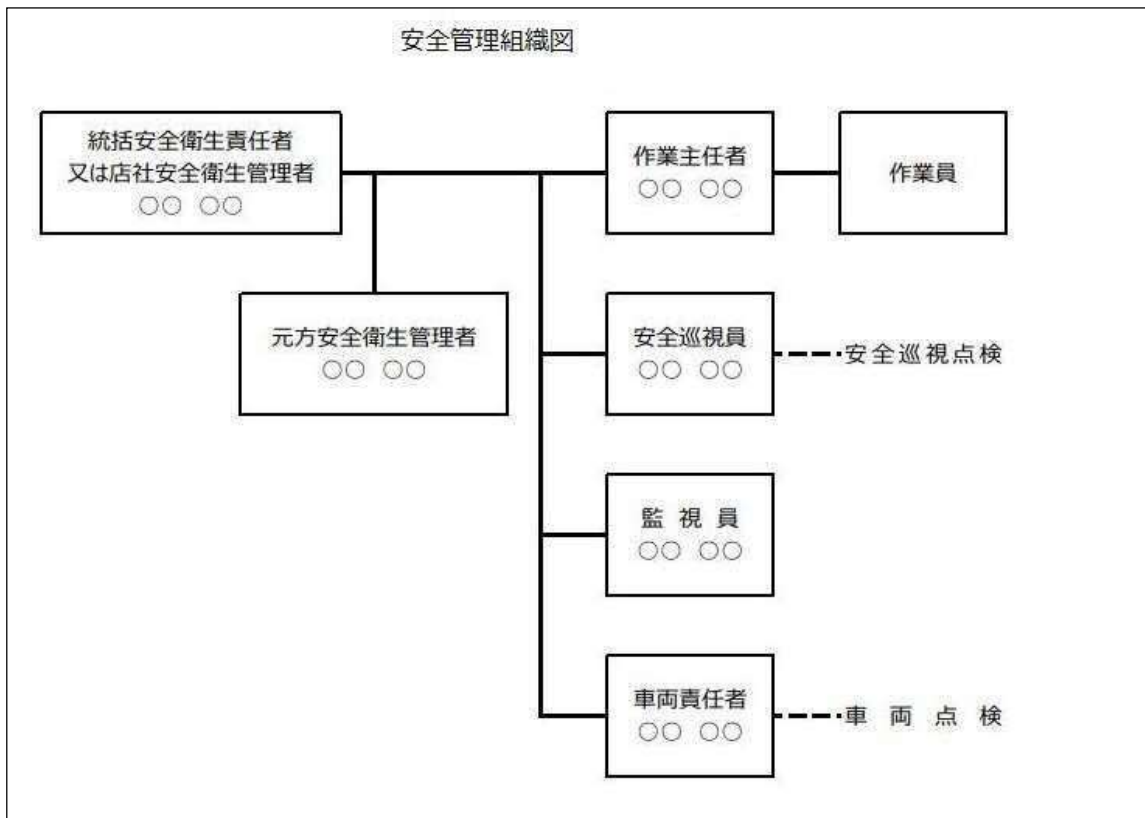
作業場の見やすい場所

(2) 標識寸法

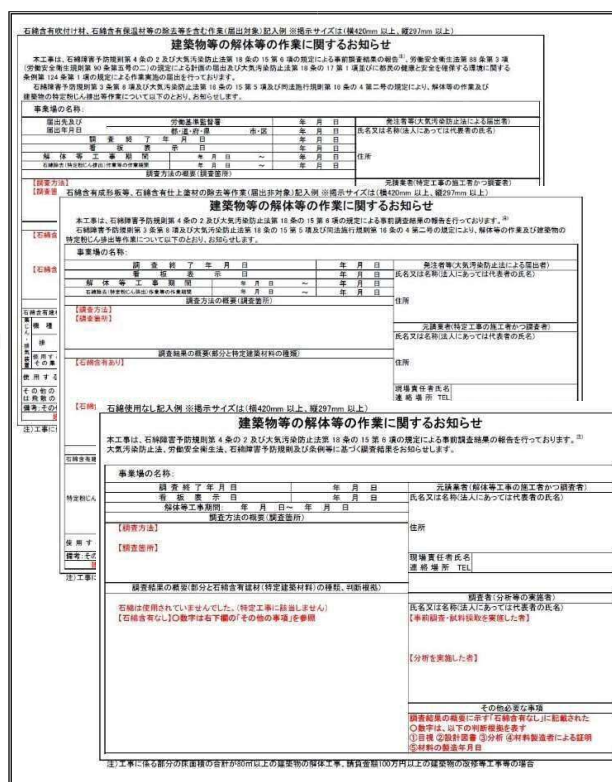
規定なし

(3) 掲示根拠

労働安全衛生規則 第12条の4



16 条の 10 (解体工事に係る掲示の事項)



14 産業廃棄物保管所

(1) 掲示場所

保管施設の出入口等、見やすい場所

(2) 標識寸法

(縦)60 cm以上 × (横)60 cm以上

(3) 掲示根拠

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

第8条 (産業廃棄物保管基準)

第8条の13 (特別管理産業廃棄物の保管基準)

(4) その他

保管場所周囲には囲いを設けなければならない

産業廃棄物保管場所	
廃棄物の種類	
管 理 者 (又は名称)	
連 絡 先	
廃棄物保管の高さ (屋外で容器を用いずに保管する場合)	
廃棄物保管数量	
無 断 立 入 禁 止	

15 コスト表示

(1) 掲示場所

工事現場の公衆の見やすい場所

(2) 標識寸法

- ・表示板 コスト表示「工事費 ○○, ○○○万円」の文字の大きさ 8 cm
- ・建築関連工事看板 (縦)60 cm × (横)90 cm を標準

(3) 掲示根拠

浜松市発注工事における工事看板へのコスト表示要領

(4) その他

- ・標示板等へ表示する工事費の単位は一万円表記

標示板の表示例



建築関連工事看板の表示例

工 事 名	元号○○年度 ○○○○○○ 工事
工 事 の 内 容	○○○を行っています
工 期	元号○○年○○月○○日 から 元号○○年○○月○○日
工 事 費	○○, ○○○万円
施 工 者	○○建設株式会社 TEL ○○○ (○○○) ○○○○
工 事 担 当 課	浜松市○○部○○○○課 TEL ○○○ (○○○) ○○○○

16 登録電気工事業者登録票

(1) 掲示場所

営業所及び電気工事の施工場所ごとに、その見やすい場所

(2) 標識寸法

(縦)35 cm以上 × (横)40 cm以上

(3) 掲示根拠

電気工事業の業務の適正化に関する法律25条及び同施行規則第12条

【標識の記載内容】

- ① 氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名
 - ② 営業所の名称及び当該営業所の業務に係る電気工事の種類
 - ③ 届出の年月日及び届出番号
 - ④ 主任電気工事士等の氏名
- 〈様式第15〉

登録電気工事業者登録票 (例)	
登録番号	〇〇 県知事登録第-----号
登録の年月日	令和 〇年 〇月 〇日
氏名又は名称	株式会社〇〇〇〇
代表者の氏名	〇〇 〇〇
営業所の名称	株式会社〇〇〇〇 ×△店
電気工事の種類	一般用電気工作物等・ 自家用電気工作物
主任電気工事士等の氏名	□□ □□

よこ 40 cm 以上

たて 35 cm 以上